



佐賀県公報

平成18年
9月25日
(月曜日)
第 12810号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

告示

◎佐賀県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱の一部改正

(五九一・生産者支援課)

公告

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

(県民協働課)

公安委員会事項

○駐車監視員資格者講習の実施

(公告)

○ 告示

◎佐賀県告示第五百九十一号

佐賀県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱(昭和五十五年佐賀県告示第百七十二号)の一部を次のように改正する。

平成十八年九月二十五日

佐賀県知事 古川 康

別表の貸付条件の欄中「年1.5%」を「年1.75%」に、「年2.9%」を「年2.8%」に、「年2.75%」を「年2.65%」に、「年1.4%」を「年1.65%」にする。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

○ 公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定による定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第

2項の規定により次のとおり公告する。
関係書類は、平成18年11月13日までさが元気ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成18年9月25日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日

平成18年9月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人自然会

(2) 代表者の氏名 池田 直

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県武雄市東川登町大字永野6793

(4) 定款に記載された目的

この法人は佐賀県民に対して、食と農の改善をテーマに、健康で安心して安全な、暮らしづくりを旨とするために、自然農法に関する事業を行い、もつて地球規模で社会に貢献することを目的とする。

○ 公安委員会事項

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の13第1項第1号イに規定する講習(以下「駐車監視員資格者講習」という。)を次のとおり実施します。

平成18年9月25日

佐賀県公安委員会

委員長 内田 健

1 駐車監視員資格者講習の目的

放置車両の確認及び標章の取付け等の確認事務を適正に行うために必要な知識及び技能の修得

2 駐車監視員資格者講習の対象者

駐車監視員の資格を取得しようとする者

3 駐車監視員資格者講習の期日及び場所

(1) 期日

ア 講習

平成18年11月14日(火)及び平成18年11月15日(水)の2日間(両日とも午前9時から午後5時30分まで)

イ 修了考査

平成18年11月22日(水)(午前9時から正午まで)

なお、受付時間は、前記ア及びイの期間中いずれも午前8時30分から午前8時55分までとします。

(2) 場所

佐賀県佐賀市城内一丁目3番13号
若楠会館

4 駐車監視員資格者講習の内容及び方法

(1) 駐車監視員資格者講習

	講習内容	講習時間(時間)
1 日目	交通警察総説 新たな駐車対策法制及び駐車監視員制度 放置車両の確認に必要な基礎知識	1 2 4
2 日目	放置車両の確認に必要な基礎知識 放置車両確認等の実施要領等 基本的な心構え及び職務倫理	2 4 1
3 日目	修了考査	1
3日間合計		15

(2) 修了考査

次のとおり筆記試験により行います。

ア 修了考査の出題は、正誤式問題50問とする。

イ 配点は1問につき2点とする。

ウ 90点以上の者を合格とする。

5 受講手続等

(1) 受講の申込期間

公示の日から平成18年10月26日(木)までの午前8時30分から午後5時30分まで。ただし、この期間の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は除きます。

(2) 受講申込書の提出先及び提出方法

ア 提出先

佐賀県佐賀市松原一丁目1番16号 佐賀県警察本部交通部交通指導課

イ 提出方法

持参してください(郵送による提出は受け付けません。)

(3) 受講申込みに必要な書類等

ア 受講申込書

1 通

イ 写真

1枚(講習申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル×横2.4センチメートルのもの)

(4) 受講手数料の金額、納付時期及び納付方法

ア 受講手数料の金額

19,000円

イ 受講手数料の納付時期

受講申込書提出時

ウ 受講手数料の納付方法

佐賀県収入証紙を受講申込書にはり付けて納付してください。

なお、いったん納付された手数料は、受講を取り消した場合又は受講しなかった場合でも返還はできません。

6 駐車監視員資格者講習修了証明書の交付

(1) 時期

修了考査後

(2) 方法

修了考査合格者に対して、駐車監視員資格者講習修了証明書を交付します。

7 駐車監視員資格者講習に関する問い合わせ先

その他講習の詳細については、佐賀県警察本部交通部交通指導課（電話0952-24-1111 内線5156・5157）に問い合わせてください。

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年九月二十五日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷